

# 市では収集できないもの③

## 消火器

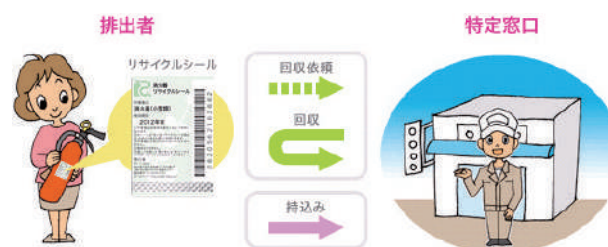
消火器の処分は、社団法人日本消火器工業会が地域の販売代理店と協力して行っています。

※ 国内で製造した消火器のみ処理できます。ただし、エアゾール式消火具、火災報知器、非常灯・誘導灯は対象外です。



### 方法1 特定窓口を引き取りを依頼する方法

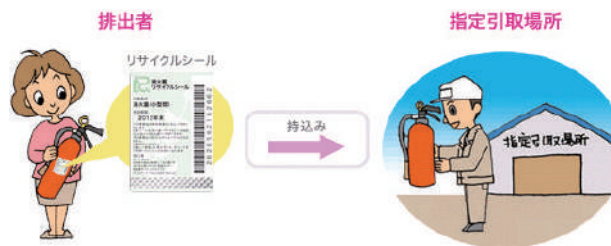
- リサイクルシールを特定窓口で購入します。
- リサイクルシール代以外に運搬費用・保管費用が必要です。（特定窓口や、料金については、消火器リサイクルセンターのホームページからご確認ください。）



### 方法2 指定引取場所に持ち込む方法

- リサイクルシールを特定窓口で購入します。
- 運搬費用、保管費用はかかりません。

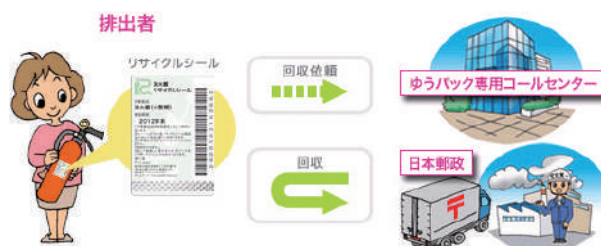
**申込み** 消火器リサイクル推進センター  
TEL 03-5829-6773  
ホームページ <http://www.ferpc.jp/>



### 方法3 ゆうパックによる回収の依頼

事前に電話又はインターネットで申し込んでください。

**申込み** ゆうパック専用コールセンター  
TEL 0120-82-2306  
ホームページ <http://www.ferecycle.jp/>



※ 特定窓口・指定引取場所は「株式会社消火器リサイクル推進センター（リサイクル窓口検索）」で検索できます。